

平成18年12月20日

三次市長 吉岡 広小路 様

三次市公共事業評価監視委員会  
委員長 若 井 具 宜

三次市公共事業（三次市特定環境保全公共下水道事業甲奴処理区）  
の再評価について（答申）

平成18年12月5日付けで諮問のあった三次市公共事業（三次市特定環境保全公共下水道事業甲奴処理区）の再評価について次のとおり答申します。

再評価結果

総合的に判断した結果，三次市特定環境保全公共下水道事業甲奴処理区については，事業継続が妥当である。

（答申理由）

三次市特定環境保全公共下水道事業甲奴処理区については，再評価の対応方針（別紙1）に基づき，各種資料及び現地視察を行い，本委員会において審議した結果，費用便益比は1.31であり，また，河川の水質汚濁防止や生活環境の改善を図ることが重要であることから事業継続が妥当であると判断した。

（附帯意見）

日本下水道協会による所定の費用効果分析では上記の結論となるが，急速な高齢化が見込まれる当地域については，今後の再評価において特段の配慮が必要である。

(別紙 1)

## 再評価の対応方針

### 1 対応方針

事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

ア 特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）

「下水道事業における費用効果分析マニュアル」に基づき評価する。

費用効果分析結果について

分析による費用便益比(B/C)は、1.31 であり、事業目的を達成するために継続事業とする。

### 2 対応方針の理由

特定環境保全公共下水道事業（甲奴処理区）を継続する理由について平成 17 年 4 月に処理場の 1 / 2 系列を稼働させ下水道の供用を開始した。

平成 17 年度末で、全体計画 123 ha のうち 48 ha (39%) の整備を行っており、事業完了に向けて事業を進めることにより、当該事業の目的を達成することができる。

現在の必要性について

環境基本法による「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」は、江の川全域が「該当類型：A，達成期間：イ」とされ指定された類型は水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量，浮遊物質濃度，溶存酸素量及び大腸菌群数の基準値（日間平均値）が示されており，この基準値を達成しなければならない。

広島県の「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」により，当処理区内を流れる上下川は，第一種水域として指定され，生物化学的酸素要求量，浮遊物質濃度及びノルマルヘキサン抽出物質含有量の許容限度（日間平均値）として上乗せの排水基準が適用されることになっている。

また、当処理区内を流れる上下川は江の川の支流であり、水道水源の河川となっており、水質の保全が重要である。

以上のことから、河川の水質汚濁防止や生活環境の改善を図ることが重要であり、当該事業を継続事業とする。